大和高田市農業委員会会議録

１．開催日時　　令和５年８月４日（金）午後３時００分～午後３時３５分
２．開催場所　　大和高田市役所　５階会議室６
３．出席委員　　農業委員（１２名）　推進委員（４名）

農業委員	氏　　名	農業委員	氏　　名	推進委員	氏　　名
１	吉井己容子	８	上田美加子	１	奥本　正嗣
２	中江　　彰	９	梅田　昌宏	２	鬼頭　淳悟
３	小川　隆興	１０	西川　達也	３	松村　謙三
４	本郷　保則	１１	田口美智雄	４	米田　博明
５	前田　全計	１２	吉岡　重治		
６	欠　席	１３	弓場　一郎		
７	植嶋　滋継				

４．欠席委員　農業委員（１名）６番　安井　進
５．議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　会議書記の指名
　第３　議事案件
　　議第１号　農地法第３条第１項の規定による申請について
　　議第２号　農地法第４条の規定による申請について
　　議第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
　　議第４号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について
　　議第５号　その他
　　　１）専決処分の報告について
　　　報告第１号　農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出について

６．農業委員会事務局職員　　事務局長　中川　徹　　農地係長　松村高宏
７．会議の概要

議　長　　それでは定刻になりましたので、ただ今から８月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員１２名出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は４名全員出席頂いております。

（会長あいさつ）

議　長　　それでは、議事日程第１の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。
　私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

（異議なしの声有り）

議　長　　異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に、３番 小川委員と４番 本郷委員のお二人を指名致します。
　続いて、議事日程第２の会議書記の指名につきましては、事務局の中川局長と松村係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議　長　　それでは、ただ今から議事日程第３の議事に入ります。まず、議案第１号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局　　議案書１ページをお願い致します。議案第１号、農地法第３条第１項の規定による申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、贈与と売買により所有権を移転する申請でございます。

番号１番、申請地、大字野口６１４番１（田）６７㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による所有権の持ち分移転で、申請理由は共有の一部解消のためでございます。場所は、調査順序表第２番目、野口共同墓地より南に約１００ｍのところでございます。

番号２番、申請地、大字礒野３０５番１（田）１,４０２㎡、大字礒野３０９番１（田）１,３３２㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。場所は、調査順序表第３番目、礒野池より北に約５０ｍのところでございます。

以上、議案第１号につきましては、２件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第３条第２項の検討結果について説明させて頂きます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては､受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事からみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。

次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして､取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、従前どおり、周辺の農家団体とも協力し行うとのことです。農業上の総合的利用には、支障はないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第３条第２項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議案第１号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議　長　　ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による申請について、賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議案第１号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議案第２号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局　　議案第２号、農地法第４条の規定による申請の件について説明致します。

本件は､市街化調整区域の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号１番、申請地、大字池田１１２番１、登記地目（田）、現況地目（畑）２３０㎡、大字池田１１２番２、登記地目（田）、現況地目（畑）２６３㎡、申請人は表記

のとおりです。転用目的は、分家住宅でございます。場所は、調査順序表第１番目、陵西小学校より北東に約１５０ｍのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議案第２号につきましては、１件の申請でございます。

議　長　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長　　それでは、農地部会より審議内容の報告をさせて頂きます。

番号１番の申請ですが、現況は畑として使用されています。周囲の状況は、北側と西側は農地、東側は道路、南側は水路を挟んで道路です。Ｕ字側溝を新設されて土砂の流出がないように造成されます。汚水は、宅内に浄化増を設け、雨水とともに南側水路に排水されます。隣接農地の方々や池田水利組合からも同意を得ており、周囲への被害はないものと思われます。

以上、農地部会としては、妥当な申請であろうという審議結果でした。

ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局より説明願います。

事務局　　それでは説明させて頂きます。

番号１番、農地区分につきましては、水道管、ガス管の埋設された４ｍ以上の道路に面し、周辺に教育施設等があり、第３種農地と判断致します。

まず、資力及び信用につきましては、自己資金と借入れによりまかなう計画で金融機関の残高証明とローンの審査報告書が添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約９ヶ月で完成予定とされており確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議案第２号について何かご意見、ご質問などある方は挙手をお願い致します。

（なしの声有り）

議　長　　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議案第２号、農地法第４条の規定による申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議案第２号は県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第３号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局　　議案第３号、農地法第１８条第６項の規定による通知について説明致します。

本件は、農地の耕作権について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号１番、申請地、大字根成柿１５６番１（田）１,７１６㎡、大字根成柿１５６番２（畑）７４６㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、規模縮小のためでございます。以上、議案第３号につきましては、１件の通知でございます。

議　長　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。

何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議　長　　ないようですので、議案第３号は事務局処理と致します。

続いて、議案第４号を議題と致しますが、この案件につきましては、中江委員の親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

（中江委員　退出）

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案書２ページをお願いします。議案第４号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号１番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字松塚１６番１（田）７７２㎡、利用権の種類は賃貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和８年５月３１日までの約３年間でございます。

整理番号２番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字出１４番１（田）１,０４１㎡、利用権の種類は、解除条件付きの使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から、令和８年５月３１日までの約３年間でございます。

整理番号３番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字根成柿１２６番１（田）１,０８８㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稲を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から、令和８年５月３１日までの約３年間でございます。

整理番号４番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを介しての設定です。設定する農地、大字礒野７０番１（田）８１０㎡、大字礒野７０番３（田）６４９㎡、礒野町３１６番１（田）２,０９３㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稲を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から、令和１０年７月３１日までの約５年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第２号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

（なしの声あり）

議　長　　ないようですので、異議などがないということで採決致します。

それでは、議案第４号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので議案第４号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次の議題に入ります前に、中江委員の入室、着席をお願い致します。

（中江委員、入室、着席）

議　長　　続いて、議案第５号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局　　議案書３ページをお願いします。議案第５号、その他として、１番専決処分の報告について、報告第１号、農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出について説明致します。

本件は、事務処理規程に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和５年６月２６日から令和５年７月２５日までの報告分でございます。

番号１番、転用届出地、土庫一丁目５６４番４（田）１６５㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により青空駐車場への転用届出であります。

令和５年７月１０日に確認委員の本郷委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号２番、転用届出地、神楽三丁目３３７番１（田）８７６㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により青空資材置場への転用届出であります。令和５年７月１０日に確認委員の奥本委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号３番、転用届出地、中今里町２０２番（田）１,５２４㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により集合住宅への転用届出であります。令和５年７月１０日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第５条関係、３件の専決処分の事後報告でございます。

議　長　　ただ今、事務局から専決処分による転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議　長　　報告第１号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせて頂きます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようでしたら、委員の皆様方には大変ご苦労様でした。これで８月委員会を終わります。ありがとうございました。

議事録は、農業委員会等に関する法律第３３条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第８条の規定によりここに署名する。

議　　長　　弓　場　一　郎

署名委員　　小　川　隆　興

署名委員　　本　郷　保　則